

越前町告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、平成27年12月14日からその効力を生ずるものとする。

平成27年12月14日

越前町長 内藤 俊



次の区域の地先の公有水面埋立地 9,361.09 平方メートル

茂原11字下滝ヶ浜26の2、11の4、27、12の1、12の5、12の4、20の3、21の1、22の地先である国有地

茂原12字上滝ヶ浜9の5、12の3、14の1、15の4、15の5、15の1、15の3、18、20の1の地先である国有地

これらの区域に介在する道路、水路、石隅である国有地